

二 地域並に組合の事情を考慮して労働学校には定期講座を設置すること。
(3) 教育運動の方法

イ 労働学校には定期講座

ロ 教育週間又は臨時講座

ハ 研究会、茶話会、討論会、講演会、

ニ 機関紙、パンフレット等の利用(出版の拡充)

ホ 費用は教育區、組合支部の支弁によるを原則とし、

(10) 坑内高熱度作業禁止の件

(日本鉱夫組合提出)

可決。

理由 我が國炭坑労働者の保護規定によれば、幼年及婦人坑夫の華氏八十度以上の高熱度坑内に於ける作業は禁止されておるのみにあつて、男子坑夫の労働には此の制限がない。然るに常盤地方その他の各地に於て實際は百二十度もある坑内作業が行はれておる。かゝる高熱度の作業は人体に對して非常な悪影響をも及ぼしてゐること勿論である。

高熱度、暑り、汗と共に人体内の塩分を取去られてしまふ遂には卒倒するに至る。かゝる傷害

が度重なりつれて精神は異状を来し、雇人同様となり且坑夫の生命を著しく短縮されてくるのである。

かゝる不當な労働による社會的悲慘に對して我等は完全なる保護法律を以て之を廢止せしめて我が國の重要なる産業に従事してゐる炭坑労働者の身体と生命とを保護せねばならぬ。

右の實現に對して我等は左の如き方策に依る。

実行方法

一 華氏九十度以上の坑内作業を男子坑夫と雖も禁止すること。

二 之れに對して日本労働黨と共同して衆議院に請願運動を起し且凡ゆる方法で

以て社會に訴へること。

三 今後衆議院に際しては右の貫徹に努力すること。

四 以上を對して尚完全なる調査を必要とする為め日本労働組合同盟に於て、礦山労働者災害調査委員會を設置すること。

(11) 日本労働組合同盟運動方針排撃の件